

別紙—2

令和8(2026)年度

東松島市社会福祉協議会事業計画



社会福祉法人 東松島市社会福祉協議会

## I 基本方針

少子高齢化と人口減少が加速する中、地域コミュニティの希薄化や担い手不足が深刻化し、孤独・孤立、生活困窮、ひきこもりの長期化など、制度の狭間に置かれやすい課題が顕在化しています。国においても、孤独・孤立対策推進法に基づく取組の本格化や、単身高齢者の増加を見据えた社会福祉法改正が進められるなど、地域福祉をめぐる政策環境は転換期にあります。地域住民が安心して暮らせる社会を実現するためには、行政、社協、地域の福祉関係者、住民が連携し、分野を超えた包括的な支援体制を構築することが急務です。

令和7年度をもって国の第2期復興・創生期間が終了し、被災者支援は新たな段階を迎えました。本会は、宮城県独自の補助事業を活用した事業の受託や、包括的な支援体制づくりに向けた新たな事業の実施により、復興期に培った経験と関係性を継承しながら、社協が日頃から取り組んでいる見守り・相談支援や地域の支え合いづくりの仕組みの中に位置づけ直し、地域生活支援として継続していきます。

権利擁護支援の分野では、石巻圏域の基幹的社協による委託契約の解除に伴い、日常生活自立支援事業（まもり一ぶ）を令和8年度から本会単独で実施し、身近な地域での権利擁護支援の充実を図ります。

法人運営においては、中期経営計画（令和8年度～令和10年度）の初年度として、ガバナンス、財政、人材育成等の経営課題に総合的に着手し、地域福祉の実践と法人経営の持続可能性の両立を目指します。

以上の基本方針を具体化するため、今年度で4年目を迎える「第3期東松島市地域福祉推進計画（令和5年度～令和9年度）」に掲げる基本目標・施策の実施に向け、住民が地域福祉活動を主体的に取り組むことができるよう、次の3つの重点事業を掲げ、事業の推進を図ります。

## II 重点事業

### 1 社協の総合力向上に向けた経営基盤強化

中期経営計画（令和8年度～令和10年度）の初年度として、経営課題に総合的に着手する。とりわけ、複数年にわたり赤字基調が続くサービス活動収支の改善を最重要課題と位置づけ、震災以降恒常化した自主財源による人員加配の見直し、在宅介護事業の収支改善、事務費等のコスト削減を柱とする財政再建に取り組む。あわせて、社会福祉法人制度改革の趣旨を踏まえたガバナンスの強化、法人運営部門の業務再構築を進めるとともに、社協の理念・使命に関する全職員研修の実施、目標管理・人事評価の仕組みの構築など、人材育成と組織文化の再構築に取り組み、地域福祉の実践を持続的に支える経営基盤の確立を目指す。

### 2 地域共生社会の実現に向けた地域福祉推進基盤の強化

第2期復興・創生期間の終了を受け、被災者支援を平時の地域福祉へと移行させるための取組に着手する。宮城県独自の補助事業を活用した見守り・相談支援事業の受託、生活支援コーディネーターを中心とした相談支援連携体制構築事業の実施、及び既存の地域づくり事業・相談支援事業等の有機的な連携により、今後数年をかけて段階的に移行を進めていく。災害公営住宅等における孤立防止・コミュニティ再生支援を継続しつつ、「個別支援から地域づくりへの循環」を生み出す包括的な支援体制の構築に着実に取り組む。あわせて、地域福祉推進の中核的団体としての役割を再確認し、復興期の経験と関係性を継承しながら、すべての事業において「住民主体による地域福祉の推進」という理念の実践を深める。

### 3 地域における総合的な権利擁護支援の推進

日常生活自立支援事業（まもり一ぶ）の市町村实施方式への移行を着実に進め、判断能力が十分でない方への福祉サービス利用援助や日常的金銭管理等を東松島市社協単独で安定的に提供する体制を確立する。あわせて、成年後見制度との連携強化に取り組むとともに、身寄りのない高齢者等への支援にかかる社会福祉法改正の動向など、権利擁護に関連する制度の変化について情報収集・調査研究を行い、今後の対応に備える。

### Ⅲ 事業実施項目

#### 1. 地域福祉事業拠点区分

##### (1) 法人運営事業

① 理事会の開催	
事業の目的	事業計画や予算等の法人の重要な方針等を決定するとともに、理事の職務の執行の監督や法人の重要な人事に関する決定を行う。
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>●理事会の開催</li> <li>・法人の業務執行の決定</li> <li>・理事の職務の執行の監督</li> </ul>
備考	通常理事会 3回 (6月・11月・3月) 臨時理事会 1回
② 評議員会の開催	
事業の目的	法人運営の基本ルール・体制を決定するとともに役員等の選任・解任等を通じ、法人運営を監督する。
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>●評議員会の開催</li> <li>・理事及び監事の選任又は解任</li> <li>・理事及び監事の報酬等の額の決定</li> <li>・理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準の決定</li> <li>・予算及び事業計画の承認</li> <li>・計算書類及び財産目録並びに事業報告の承認</li> <li>・その他評議員会で定めるものとして法令等で定められた事項</li> </ul>
備考	定時評議員会 1回 (6月) 臨時評議員会 2回 (12月・3月)
③ 評議員選任・解任委員会の開催	
事業の目的	理事会による評議員候補者の推薦及び評議員の解任の提案に基づき、中立的な立場にある外部委員の参加により評議員の選任及び解任を行う。
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>●評議員選任・解任委員会の開催</li> <li>・評議員の選任</li> <li>・評議員の解任</li> </ul>
備考	理事会において評議員候補者の推薦及び評議員の解任の提案に関する決議があった場合に開催
④ 監事監査の実施	
事業の目的	理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>●監査の実施</li> <li>・決算監査 (計算書類及び事業報告並びに付属明細書等)</li> <li>・定期監査 (理事の業務執行の状況及び法人の財産の状況)</li> </ul>
備考	決算監査 1回 (5月) 定期監査 3回 (7月・10月・1月)

⑤ 正副会長・監事会議の開催	
事業の 目的	円滑な事業運営を進めるため重要案件に関して協議し、経営の透明性を図り健全な経営に取り組む
事業の 概要	●正副会長・監事会議 ・重要案件について協議
備考	必要に応じ開催 ※案件により顧問も参集
⑥ 中期経営計画の推進【新規】 <span style="float: right;">重点 1</span>	
事業の 目的	中期経営計画を正式に確定し、計画に基づく取組を着実に進めることにより、法人運営基盤の強化と持続可能な経営体制の構築を図る。
事業の 概要	●中期経営計画の確定及び役職員への周知 ●計画に基づく法人運営基盤の強化、ガバナンスの向上、持続可能な財政運営及び組織体制の整備 ●経営会議等における進捗管理及び必要に応じた見直し ●理事会等への進捗状況の報告
備考	
⑦ 組織マネジメントの強化 <span style="float: right;">重点 1</span>	
事業の 目的	法人運営の適正化と事業の円滑な実施を図るため、事業の進行管理、法令遵守及び情報共有の充実により、信頼性の高い組織運営を推進する。
事業の 概要	●定期的な経営会議の開催 ●事業計画及び予算の進行管理 ●事業継続計画（BCP）の職員周知の徹底 ●法人運営及び会計処理に関する自己点検の実施 ●コンプライアンスに関する役職員の理解促進 ●情報公開の推進 ●組織内における情報共有及び連携の充実 ●DXの推進による業務の標準化・効率化及び属人化の解消
備考	
⑧ 評議員・役職員研修の実施	
事業の 目的	地域福祉推進計画の実現に向け、現在の事業と今後の取り組みについて、具体的な事例を交えて役員に説明し、理解促進を図る。これにより、地域福祉活動や関係団体との連携を強化するとともに、役職員間のコミュニケーションの活性化を目指す。
事業の 概要	●評議員・役職員研修会 ・社協の取組について説明 ・各部署の事業説明 ・役員が把握している地域の活動を共有
備考	年1回

⑨ 賛助・特別会員の加入促進	
事業の目的	地域福祉活動の安定的な財源確保のため、社協活動への理解促進を図る。
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>●市内事業所等に対して依頼文を郵送し、加入促進に努める。</li> <li>・商工会から市内事業所の名簿をもらう</li> <li>・各部署で関わりのある事業所へ声かけ</li> <li>●社協だよりで呼びかけ</li> <li>●加入状況について、社協だよりで報告</li> </ul>
備考	
⑩ 社協役職員としての意識の醸成	
事業の目的	一人ひとりの役職員が、地域住民や地域福祉推進の担い手である多様な関係機関・団体、行政から信頼されるよう行動できるよう、社協の役職員としての意識の醸成を推進します。
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「社協基本要項」の役職員への周知</li> <li>●「社協基本要項」に関する研修会の実施</li> </ul>
備考	
⑪ 地域福祉推進のための人材基盤強化策の実施	
事業の目的	職員一人ひとりが社協の性格や使命を正しく理解し、求められる役割を發揮できるよう、職員の資質向上と地域福祉推進のための人材基盤を強化する。
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>●研修計画の策定</li> <li>●職種別研修・階層別研修等の実施</li> </ul>
備考	
⑫ 行政との「パートナーシップ」の醸成	
事業の目的	地域福祉の推進を図るため、社協の役割や事業活動について行政の理解を深めるとともに、地域生活課題への対応に必要な連携・協働を進め、安定的な事業実施につながる行政とのパートナーシップの強化を図る。
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>●理事会、評議員会等を通じた社協経営への参画の推進</li> <li>●社協の役割、事業の実施状況及び地域生活課題に関する行政との情報共有及び協議の推進</li> <li>●地域福祉の推進に関する協議の場の充実</li> <li>●地域生活課題への対応に必要な役割分担及び連携体制の整理</li> <li>●委託事業及び補助事業について、事業の目的・効果及び必要な事業量を踏まえた協議の推進</li> <li>●権利擁護支援及び災害時福祉支援活動の体制整備に向けた連携の推進</li> <li>●研修会等の共同開催を通じた相互理解と連携強化</li> </ul>
備考	

(2) 地域福祉推進事業

① 東松島市地域福祉推進計画の推進		重点2
事業の目的	第3期東松島市地域福祉推進計画の周知と普及啓発の推進及び進歩管理	
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>●東松島市地域福祉推進委員会の開催</li> <li>・PDCA サイクルに基づく計画的な進行管理 (進歩状況の把握及び取組の評価)</li> <li>●推進計画の施策を推進するための住民理解の促進</li> <li>・地域支え合いフォーラムや地域支え合い会議等を活用した住民理解の促進</li> <li>・社協だより・ホームページを活用した周知・啓発</li> <li>●推進計画に関する職員理解の促進</li> </ul>	
備考	推進委員会2回	
② 地域支え合い活動基盤整備事業		重点2
事業の目的	小地域における住民の福祉活動の組織化と活動拠点の整備を段階的に行っていくため、住民参加の支え合い活動の取り組みを支援する。	
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>●社協支部が行う住民支え合い活動の取組の支援</li> <li>●支部単位の地域支え合い会議や見守り活動に対する助成金の交付</li> <li>●地域の宝探しの推進と見える化</li> <li>●地域支え合いフォーラムの開催</li> <li>●ふれあいサロンや百歳体操等、住民グループが主体となって取り組む多様な福祉活動の創出・継続支援</li> </ul>	
備考	生活支援体制整備事業と一体的に実施、地域支え合いフォーラム年1回	
③ 支部長会議の開催		
事業の目的	社協事業の普及啓発を図り、地域福祉活動の活性化を図る。	
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>●支部長会議の開催</li> <li>・前年度事業報告、決算報告</li> <li>・当年度事業計画、予算の説明</li> <li>・「福祉のまちづくり」等の小地域福祉活動関連助成制度の説明</li> <li>・小地域での活動（取組み）の報告</li> <li>・各種助成事業のお知らせ</li> </ul>	
備考	年1回（7月予定）	
④ 福祉のまちづくり支援事業の実施		
事業の目的	小地域での自主的な福祉活動を推進するため、各支部が独自に企画・実施する「福祉のまちづくり事業」に助成を行う。	
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域住民が一体となって取り組む小地域福祉活動への助成 (例) 敬老会、区民の集い、子ども会助成、災害備蓄品整備等</li> </ul>	
備考	一般会費納入額の20%を上限に助成	

⑤ 地域見守り事業の推進（住民支え合いマップ・シルバーメイト事業）	
事業の目的	高齢者・障がい者・子育て世代・生活に苦慮する世帯等が孤立しないで地域で安定した生活を送れるよう地域での見守り活動を推進する。
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自治会・行政区単位での支え合いマップづくりの啓発</li> <li>●民生委員・児童委員の学区単位での情報共有</li> <li>●シルバーメイト事業の活用推進</li> </ul>
備考	地域支え合い活動基盤整備事業と連動
⑥ 災害時に助け合う地域づくり	
事業の目的	地域の防災意識を高め、災害時に助け合うことができる地域づくりを推進する。
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>●避難行動要支援者制度に関する職員理解の促進</li> <li>●地域支え合い会議等を活用した避難行動要支援者の把握と個別避難計画の普及啓発及び作成支援</li> </ul>
備考	市、関係機関と共同で推進
⑦ 地域の相談拠点づくり事業（ゆったりサロン）	
事業の目的	地域住民が気軽に立ち寄り、楽しく交流できる集いの場（社会参加）の創出と定着を図り、併せて福祉専門職による地域生活課題の把握・支援の場を構築する。
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>●交流イベントの開催</li> <li>●福祉専門職による出前型「福祉なんでも相談所」の同時開催</li> <li>●民生委員・児童委員との意見交換（地域福祉ネットワーク会議）</li> </ul>
備考	社会福祉法人連絡会、民生委員児童委員協議会と共催予定
⑧ ふれあいサロン活動推進事業	
事業の目的	健康維持・体力向上と地域住民の顔の見える関係が持続的に築けるよう、小地域での住民交流活動を支援する。
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ふれあいサロン活動助成金の交付による運営支援</li> <li>●サロン活動専門員の派遣による、レクリエーション活動の実践支援</li> <li>●活動内容の充実を図るためのレクリエーション用具の貸出</li> <li>●ふれあいサロンの新規設置に関する相談対応</li> </ul>
備考	
⑨ 自治協議会（福祉部会）や市民センターとの連携の推進	
事業の目的	自治協議会エリアでの地域福祉事業の推進を図るため、地域自治組織が行う地域づくり等に関する事業を支援する。
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域福祉活動推進事業交付金事業</li> </ul> <p>地域自治組織が設置する福祉に関する部会等の運営及び事業への助成</p>
備考	上限7万円

⑩ ノーマライゼーション普及事業の実施	
事業の目的	障がいの有無にかかわらず、すべての人が社会の対等な構成員として、人格を尊重され、社会のあらゆる活動に参加・参画するとともに、社会の一員として認め合う社会をつくる。
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>●特別支援学級児童・生徒及びご家族等を対象にした交流事業</li> <li>●障害者団体による写真展への協力を通じた障害理解の促進</li> <li>●ノーマライゼーション普及事業の在り方検討</li> </ul>
備考	
⑪ 特別支援学級への学用品等支給事業	
事業の目的	特別支援学級の在籍する児童・生徒への学習支援
事業の概要	特別支援学級設置校と支援団体（あかしや会・しいのみ会・いちょうの会）が開催する「合同クリスマス学習会」、「卒業・進級を祝う会」を後援し、学用品等を贈呈
備考	12月、3月
⑫ 子ども・若者の居場所づくり支援事業	
事業の目的	子どもの健やかな成長を支える地域での支援者ネットワークの構築
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>●子どもの居場所づくりに関する調査</li> <li>●支援者間での情報交換の実施（地域食堂運営団体等）</li> <li>●居場所づくりのノウハウの蓄積</li> <li>●ひとり親家庭に関する子どもの食事等支援事業に関する情報の提供</li> </ul>
備考	
⑬ 災害公営住宅等孤立防止・コミュニティ再生支援事業【新規】	
事業の目的	被災者サポートセンター事業の終了を踏まえ、災害公営住宅等において複雑化・複合化した生活課題を抱える住民が地域から孤立することなく安心して暮らし続けられるよう、個別伴走型支援、多機関連携及び住民主体の地域づくりを一体的に進め、孤立防止とコミュニティ再生を図る。
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>●部署横断型プロジェクトチームを中心とした事業の推進</li> <li>●複雑化・複合化した課題を抱える世帯に対するチーム支援の推進</li> <li>●住民交流事業の推進及び地域支え合い活動の活性化</li> <li>●地域支え合い会議等の話し合いの場の充実及び未設置地区への働きかけ</li> <li>●（仮称）心の復興支援協議会の設置・運営による連携・協働の推進</li> </ul>
備考	

重点2

⑭ 民生委員・児童委員の活動環境の整備と担い手の育成の支援	
事業の目的	民生委員・児童委員が活動しやすい環境整備のための支援を推進する。
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域共生社会の実現に向けた連携・協働に関する調整</li> <li>●民生委員・児童委員と日常的に連携、協力して活動する地域の支援者制度に関する調査検討</li> <li>●民生委員児童委員協議会の事務支援（総会、役員会、定例会等に関する事務支援）</li> <li>●ブロック民児協との連絡調整</li> <li>●研修事業への協力</li> </ul>
備考	
⑮ 福祉関係団体の連携・協働の推進	
事業の目的	包括的な支援体制の構築と「連携・協働の場」としての社協の役割発揮に向けて、福祉関係団体の活動の状況や諸課題を共有し、団体の自立的な活動と団体相互連携・協働の活性化を図る。
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>●各種福祉関係団体の事務支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>①東松島市老人クラブ連合会</li> <li>②東松島市遺族会</li> <li>③東松島市身体障害者福祉協会</li> </ul> </li> <li>●社協・福祉関係団体長懇談会の開催（年1回） （想定団体） <ul style="list-style-type: none"> <li>東松島市社会福祉協議会</li> <li>東松島市民生委員児童委員協議会</li> <li>東松島市老人クラブ連合会</li> <li>東松島市遺族会</li> <li>東松島市身体障害者福祉協会</li> <li>東松島市共同募金委員会</li> <li>東松島市社会福祉法人連絡会</li> </ul> </li> </ul>
備考	
⑯ 社福法人・社協連携による「地域における公益的な取組」の推進	
事業の目的	社会福祉法人・社協が非営利法人としての原点を踏まえ、連携・協働の場を通じて地域生活課題の把握と共有を進め、それぞれの強みを生かした公益的な取組を推進することで、地域における支え合いの充実を図る。
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>●東松島市社会福祉法人連絡会事務局の運営</li> <li>●社福法人・社協連携による「地域における公益的な取組」の企画立案</li> <li>●情報の共有</li> <li>●宮城県小規模法人ネットワークへの参画と連携の推進</li> </ul>
備考	

⑰ 情報発信力の強化	
事業の目的	多様な媒体を活用して、身近な福祉に関する情報を市民に向けてわかりやすく発信するとともに、情報発信体制の充実を図り、社協の地域福祉推進活動への理解を深める。
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 広報委員会の開催</li> <li>● 「社協だより」の発行</li> <li>● 情報保障の一環として、「社協だより」の試験的な音声配信の実施 (AIによる音声読み上げ機能の活用)</li> <li>● ホームページの充実</li> <li>● 社協啓発パンフレットの制作</li> </ul>
備考	
⑱ 災害時福祉支援体制の整備	
事業の目的	災害時に特に影響を受けやすい高齢者、障害者、子どもといった社会的弱者、そして災害によって孤立したり困窮したりする住民に対し、災害による困難を少しでも軽減し、早期の生活再建を支援するため、平時から柔軟かつ実効性の高い支援体制の構築を推進する。
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 災害時等備蓄品の計画的な整備（感染症対策を含む）</li> <li>● 福祉避難所設置訓練の実施（市総合防災訓練への参加）</li> <li>● 災害ボランティアセンターの設置訓練の実施（市総合防災訓練への参加）</li> <li>● 災害ボランティアセンターICTシステムの導入推進と災害ボランティアセンター設置運営マニュアルの改訂に向けた調査</li> <li>● 広域的・全国的な支援を要する災害時における被災地社協・災害ボランティアセンター等への支援</li> <li>● 災害ケースマネジメントに関する職員理解の促進</li> </ul>
備考	
⑲ 地域福祉推進大会の開催	
事業の目的	地域福祉推進計画の実現に向け、住民、市行政及び社会福祉団体等の連携・協働により、地域福祉における様々な福祉課題の克服に向けて、東松島市民が心を一つにして取り組むことの重要性を再確認することを目的に開催。
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域福祉推進功労者・団体等の表彰 ※地域で活躍している方の表彰</li> <li>● 地域福祉の普及・推進を目的としたイベントの実施</li> <li>● 社協と地域福祉の理解促進事業</li> </ul>
備考	

⑳ レクリエーション活動普及促進事業	
事業の目的	住民主体のサロン活動や百歳体操等の活性化を図るため、各団体の参加者同士で主体的にレクリエーション活動を楽しめるよう、レクリエーション活動の普及を促進する。
事業の概要	●レクリエーション用具の使用方法的指導と用具の貸し出し ●レクリエーション指導員の派遣
備考	地域介護予防事業と一体的に実施する。
㉑ 福祉教育の推進	
事業の目的	地域共生社会に向けて、我が事にする土台として、幼少期から地域福祉への関心を促し、地域貢献学習などへの取り組みの重要性について啓発するもの。
事業の概要	●キャップハンディ体験教室の出前講座 ●福祉教育のあり方と新たなプログラムの検討 ●福祉教育における関係機関との連携と情報の共有
備考	ボランティアセンター事業と共同実施
㉒ 総合的学習支援事業	
事業の目的	地域での体験学習を通じ、自分たちの暮らしの中にある地域とのつながりを学ぶ活動を支援するもの。
事業の概要	●各学校で地域との関わりによって取り組む「総合的な学習の時間」に行う事業に対し、助成金を交付するもの。助成金の上限4万円 ●実施年度終了後、事業成果を冊子にまとめ、各学校に紹介
備考	
㉓ 火災見舞金支給事業の実施	
事業の目的	火災による罹災者（世帯）に見舞金等の支給を行う。
事業の概要	●火災見舞金の支給 全焼：20,000円 半焼：10,000円 ●その他緊急的な一時支援（食糧、生活用品等） 必要に応じ家財道具の提供、斡旋
備考	●市及び県共同募金会との共同実施 宮城県共募からの見舞金等：弔慰金（死亡者1人につき）10,000円 全焼10,000円、半焼5,000円 東松島市からの損害見舞金：全焼10万円、半焼5万円、部分焼1万円

(3) 生活支援体制整備事業（東松島市からの受託）

① 支援ニーズの把握・可視化	
事業の目的	「安心の確保」「家事援助」「外出」「交流」等における支援ニーズを把握、整理し地域ごとの地域生活課題の把握と可視化をおこなう。
事業の概要	まちづくり協議会ごとの地域生活課題を把握し、地域で不足する資源の開発につなげていく。
備考	
② 地域資源の把握・可視化	
事業の目的	地域における「住民主体の取組み」、「NPO法人や民間企業」、「サービスの担い手」、「地域のキーパーソン」、「サロン活動」等の地域資源の把握とリスト化し地域ごとの状況を整理する。
事業の概要	アウトリーチによる活動状況の把握と聞き取り調査をし、地域活動の実態を調査する。
備考	
③ 第1層協議体及び第2層協議体の運営及び連携 <span style="float: right; border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px;">重点2</span>	
事業の目的	日常生活圏域における生活支援ニーズや既存の社会資源の情報共有、見える化の推進、生活支援サービス等の創出や担い手養成に係る検討、生活課題の掘り起こし、解決に向けた取り組み調整や関係団体への働きかけ、連携構築をおこなう。
事業の概要	地域生活課題解決に向けた連携・協働の場としてコーディネーターが会議のファシリテーションをおこない、地域の状況と資源のマッチング、資源の開発につなげていく。
備考	
④ 地域支え合い会議の推進 <span style="float: right; border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 2px;">重点2</span>	
事業の目的	地区自治組織圏域における地域生活支援ニーズの把握や課題の早期発見、既存の社会資源の情報共有、地域生活課題の見える化の推進、生活支援サービス等の創出や担い手養成に係る検討をおこなう。
事業の概要	地域活動を実践しているエリアでの情報共有を推進し、地域生活課題の早期発見や地域資源の把握・開発をすすめる事で、より具体的で実践的な支援につなげる事を目的とする。また、コロナ禍における新しい生活課題の把握や生活支援の実践方法を開発することを目的とする。
備考	

⑤ 不足するサービスの整理と創出・高齢者の活躍する場の確保と創出	
事業の目的	地域の住民や各種団体、企業の関係者など様々な人々が連携しながら、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加を一体的に推進する。
事業の概要	地域支え合い推進委員会（第1層協議体）の部会（生活支援・介護予防サービス検討部会）において、ニーズの把握やサービス内容について検討を進める。
備考	

(4) 生活支援体制整備事業（機能強化）（東松島市からの受託）

① 生活支援コーディネーターを中心とした相談支援連携体制構築事業【新規】		重点2
事業の目的	少子高齢化や地域コミュニティの希薄化、生活課題の複雑化が進む中、複雑化・複合化する地域生活課題に対応するため、生活支援コーディネーターが地域包括支援センター等と連携し、多機関連携のハブとして、個別支援から地域づくりへの循環を創出する包括的な支援体制の構築を図る。	
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 複雑化・複合化したケースに対するアセスメントの実施及び支援のコーディネート</li> <li>● 相談につながりにくい層へのアウトリーチ及び適切な支援機関等への移行支援</li> <li>● 地域包括支援センターをはじめとする分野横断的な関係機関との連携・協働の推進</li> <li>● 被災者支援からの円滑な移行に向けた引継ぎ及び連携調整</li> <li>● 地域支え合い会議等への関与を通じた住民主体活動の定着・活性化支援</li> <li>● 多様な居場所づくりの支援及び住民交流の促進</li> <li>● 新たな担い手の発掘・育成並びに地域資源の把握及び開拓</li> </ul>	
備考		
② 福祉なんでも相談窓口事業		
事業の目的	住民に身近な圏域において、社協や高齢者施設、障害者施設等を運営する社会福祉法人等が連携し、福祉に関する相談を受け止め、必要な支援機関につなぐ体制を整えることで、身近な地域における相談支援機能の充実を図る。	
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 福祉なんでも相談窓口での困りごと相談の受付と専門機関へのつなぎ</li> <li>● 相談支援包括化推進員との連携による対応力の強化</li> <li>● 出張「福祉なんでも相談会」の実施</li> <li>● 相談員等の意見交換・交流の場づくり</li> <li>● 相談対応力の向上に向けた研修の実施</li> <li>● 地域行事等を活用した相談窓口の周知啓発及び関係づくりの推進</li> <li>● 福祉なんでも相談窓口機能の充実に向けた内部連携と職員対応力の向上</li> </ul>	
備考		

③ 部門間横断の相談支援体制づくり		重点2
事業の目的	複数分野にわたる複合的な生活課題を抱える個人・世帯に対し、社協として分野横断的かつ包括的に支援する体制を整えるため、社協内部の連携・協働の仕組みを構築するとともに、事業間連携を通じた地域生活課題への対応力の向上を図る。	
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>●CSW 等連携協働会議を通じた社協内部の連携・協働の推進</li> <li>●個別ケース検討及び継続的なフォローの実施</li> <li>●連携及び情報共有に関するルールづくり</li> <li>●地域生活課題の抽出、共有及び事業間連携の推進</li> </ul>	
備考		

(5) 地域介護予防事業（東松島市からの受託）

① 介護予防把握事業	
事業の目的	閉じこもり等で何らかの支援を要する高齢者を把握し、介護予防活動へつなげる。
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>●介護予防に資する取り組みを行っている団体の把握とリスト化</li> <li>●通いの場参加者などからの相談の把握</li> <li>●地域包括支援センターや生活支援コーディネーターへのつなぎ</li> </ul>
備考	サロン活動専門員2名・事務員1名を配置し、地域福祉推進事業担当者並びに生活支援体制整備事業担当者と一体的に推進する。
② 介護予防普及啓発事業	
事業の目的	介護認定を受けていない高齢者が要支援、要介護状態にならないための予防をしていくことや要介護状態等の軽減や悪化防止をめざす。
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>●いきいき百歳体操の活動推進</li> <li>●介護予防に関する基本的な知識を普及啓発する為の講演会や交流会の開催</li> <li>●出前講座に関するメニューの情報収集とサロン登録団体等への情報提供</li> </ul>
備考	
③ 地域介護予防活動支援事業	
事業の目的	要支援、要介護状態になる前から介護予防を推進すると共に、地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化する。
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>●介護予防に関するボランティアサークルや「ふれあいサロン活動登録団体」代表者等を対象とした会議や研修会の開催</li> <li>●百歳体操の実技指導や定期的な体力測定を実施する為のサポーターの育成及び派遣調整</li> <li>●サポータークラブ虹の運営支援</li> <li>●実施団体等への交付金等による立ち上げ支援等</li> </ul>
備考	

④ 一般介護予防評価事業	
事業の目的	地域包括ケアシステムの構築に向けた取り組みをより良いものにしていくことを目的として実施する当事者に係る資料等の作成。
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>●いきいき百歳体操一覧表の作成</li> <li>●「ふれあいサロン」登録団体一覧表の作成</li> <li>●定期的実施する体力測定結果データの作成</li> <li>●一般介護予防評価への支援（参加者データ等の情報提供）</li> </ul>
備考	

(6) 高齢者等見守り・相談支援事業（東松島市からの受託）

① 高齢者等見守り・相談支援事業【新規】	
事業の目的	災害公営住宅等に居住する高齢者世帯に対し、定期的な見守り訪問及び生活相談を行うことにより、安否確認、生活課題の早期把握及び必要な支援へのつながを進めるとともに、介護予防活動への参加促進や地域における見守り支援体制づくりを通じて、孤立防止と安心した地域生活の継続を図る。
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>●高齢者世帯への定期的な見守り訪問及び安否確認の実施</li> <li>●日常生活に関する相談対応及び簡易な生活支援、行政支援手続きの支援</li> <li>●要支援ケースの発見及び行政、関係機関等への引継ぎ・連携支援</li> <li>●地域で開催される介護予防活動等への参加促進</li> <li>●見守り支援実施団体等の立ち上げ支援</li> <li>●生活支援体制整備事業との連携による見守り・相談支援の推進</li> <li>●公営住宅サポート担当者会議への参加（4月、7月、10月、1月）</li> </ul>
備考	被災者サポートセンター運営業務の後継事業

(7) 共同募金事業（共同募金配分金による事業）

① 東松島市共同募金委員会の運営	
事業の目的	共同募金運動の展開と募金を活用した地域福祉の推進を図る。
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>●共同募金活動の実施</li> <li>●共同募金ボランティアの受入れ、登録、研修及び活動の企画・実践</li> <li>●広報・啓発活動の実施と世論の醸成</li> <li>●民間地域福祉にかかわる資金需要の把握及び配分計画案の策定など</li> <li>●受配者との連絡並びにボランティア団体等からの相談への対応</li> <li>●松島基地航空祭での共同募金の啓発と募金活動の実施</li> <li>●歳末たすけあい運動の推進</li> </ul>
備考	

② 共同募金一般配分事業の実施	
事業の目的	東松島市共同募金委員会からの配分を受け、支援を必要とする人たちが地域で安心して暮らすことができるよう、住民の参加や理解を得てさまざまな福祉活動を重点的に展開する。
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障害児・者福祉活動費 … 障害者団体への助成金、相談支援</li> <li>●児童青少年福祉活動費 … 赤い羽根ポスター展の開催 要援護世帯の児童への支援 子ども支援団体への助成金</li> <li>●福祉育成・援助活動費 … 小中学校の「総合的な学習の時間」への助成</li> <li>●ボランティア活動育成事業費 … ボランティア登録団体助成</li> <li>●災害ボランティア支援 … 災害時の派遣にかかる経費、必要品の整備 災害備蓄品の補充整備</li> </ul>
備考	一般配分金を利用した事業の実施
③ 災害義援金の募金活動	
事業の目的	被災された方への見舞金としての性格と当面の生活を支える資金として、被災地への募金活動を行うとともに、支え合いの必要性の周知・啓発を行う。
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害義援金募金活動の実施</li> <li>●本会拠点のほか、市内各所に募金箱を設置し、募金活動を行う</li> <li>●募金ボランティアの協力を得て募金活動を行う</li> <li>●集まった募金は宮城県共同募金会を通じ被災地へ配分</li> </ul>
備考	
④ 歳末たすけあい配分事業の実施	
事業の目的	誰もが安心して新しい年が迎えられるよう、生活に困窮を抱えている世帯や団体等への活動資金として配分
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活困窮世帯やこれを支援する団体等への配分</li> <li>●募金ボランティアの協力を得て募金活動を行う</li> <li>●対象者の把握に努め、支援につなげる</li> </ul>
備考	12月実施

(8) ボランティアセンター事業

① 地域福祉・ボランティア活動へのきっかけづくり	
事業の目的	ボランティア活動への興味から、気軽に取り組める活動へ参加できるような講座の企画と、実践につなげるための仕組みづくりを構築する。
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>●講座の開催 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ボランティア基礎講座</li> <li>・災害ボランティア養成講座</li> </ul> </li> </ul>
備考	

② ボランティア・市民活動センター機能の充実	
事業の目的	ともに支え合う地域を目指し、ニーズに見合ったボランティア活動の企画や実践者の活動支援を行う。また、活動の場を提供するための情報等を発信し、参画するための機会を充実させる。
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ボランティア登録団体及び個人登録者のための持続的な活動への支援</li> <li>● ボランティア登録団体の組織化に向けた調査等</li> <li>● ボランティア活動のリーダー的人材の発掘と働きかけ</li> <li>● 障害者の情報保障の充実に向けた、朗読ボランティア団体による「市報ひがしまつしま」等の音声版のネット配信支援</li> </ul>
備考	
③ ボランティア登録団体助成事業	
事業の目的	ボランティア登録団体の活動推進と地域における住民支援活動への協力を行う。
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ボランティア登録団体の活動に対する助成 助成金額上限 2 万円</li> </ul>
備考	
④ 日常の困りごとを解決する生活支援の充実（ひがまつ安心サポート事業）	
事業の目的	高齢者等の日常生活上のちょっとした困りごとを地域住民（ボランティア）の協力を得ながら解決を図る互助の仕組みを推進する。
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 有償助け合いサービス「ひがまつ安心サポート事業」の実施</li> <li>● 運営手法やサービスメニュー等の検討</li> <li>● 協力会員の拡充強化</li> <li>● ひがまつ協力会員情報交換会の開催</li> </ul>
備考	
⑤ ボランティア活動への参加の機会の充実	
事業の目的	住民が気軽に参加できる地域活動の情報を収集し、地域に関わる場を提供するとともに地域社会の理解を促進する。
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域活動への参加意識を広めるためのボランティア活動の場の提供</li> </ul>
備考	

⑥ 災害ボランティア登録制の実施	
事業の目的	災害発生時に自主的にボランティア活動を希望する個人または団体を事前に登録し、迅速かつ効果的にボランティア活動が行えるよう支援する。 平常時から災害ボランティア同士の連携協力体制の整備を行う。
事業の概要	●社協だより等で災害ボランティア登録への呼びかけ ●災害ボランティア研修会の開催
備考	

(9) 老人福祉センター運営事業

① 東松島市老人福祉センターの指定管理	
事業の目的	地域の高齢者に対して各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、もって高齢者が健康で明るい生活ができるように支援する。
事業の概要	●東松島市老人福祉センターの管理運営 ●機能回復訓練事業の実施 ●老人福祉法の規定に基づく老人に対する各種相談事業及び健康の増進、教養の向上およびレクリエーションに関する事業の企画と実施 ●高齢者がゆったりくつろげる憩いの場の提供
備考	
② 老人福祉センター交流事業（ゆらり）	
事業の目的	閉じこもりがちな高齢者等に「気兼ねなく集える場」を提供し、「潤いのある時間」を過ごしてもらい、来場者同士が顔なじみになることにより、孤立を防止する
事業の概要	社協だよりで事業内容を告知募集し、映画の上映や音楽の鑑賞、レクリエーションなど、見ているだけでなく来場者が体を動かす機会を与え、楽しんでもらう 相談窓口や健康相談も設置、自由にゆったりできる時間を提供する
備考	
③ 老人福祉センター交流事業（フリースペース）	
事業の目的	閉じこもりがちな高齢者等に「気兼ねなく集える場」があることを認識してもらい、ふらっと立ち寄れる場、来場者同士が顔なじみになることにより、孤立を防止する
事業の概要	●フリースペースの開催 ・社協だよりで告知し、誰でも予約なしに立ち寄れる場とする ・お茶・コーヒーをセットし、気兼ねにくつろげる場を設ける ・健康相談も設置、自由にゆったりできる時間を提供する
備考	

④ 老人福祉センター教室の開催（交流事業）	
事業の 目的	高齢者を対象として、体操や創作活動の教室を開き、参加することで外に出る機会と人との出会いの場を与える
事業の 概要	社協だよりで参加者募集 高齢者の要望も踏まえて教室の内容を考える ・ヨガ教室 ・創作活動
備考	年4回
⑤ 囲碁将棋・麻雀のつどい	
事業の 目的	高齢者を対象として、趣味を生かした活動の参加により、外に出る機会と人との出会いの場を与える
事業の 概要	社協だよりで参加者募集 ●囲碁将棋のつどい・・・・・・毎週木曜日(定着) ●麻雀のつどい・・・・・・定例的にできる仕組みづくり
備考	
⑥ 趣味の作品展示会	
事業の 目的	高齢者が生きがいとして行っている趣味を発表する場を提供し、やりがいを感じてもらう
事業の 概要	社協だよりで募集・・・・個人・サークル 老人福祉センターを利用している団体の発表の場 老人福祉センターで展示し、センターの利用者に見てもらう
備考	展示を見るために、老人福祉センターへの来館者が増える

## 2. 総合相談事業拠点区分

### (1) 生活困窮者自立促進支援事業（東松島市からの受託）

① 自立相談支援事業	
事業の目的	常設の相談窓口を開設し、生活困窮者に対して広く相談を行うとともに、困窮者が抱えている課題を多面的に把握し、その者が置かれている状況や本人の意思を十分に把握した上で、対象ごとに適切な支援計画を策定する。潜在化した困窮者にも対応するため、関係機関・団体、地域住民等との連携、訪問支援等のアウトリーチを行う。
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>●自立相談支援事業の実施</li> <li>・生活困窮者の把握、相談受付</li> <li>・アセスメントとプランの策定</li> <li>・支援の実施、評価</li> </ul>
備考	
② 家計相談支援事業	
事業の目的	家計収支のバランスが崩れている生活困窮者に対して、プランに基づき、家計収支の改善や家計管理能力を高めるための支援を行う。また、弁護士や司法書士等への同行支援および債務相談に至るよう支援を行う。
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>●家計相談支援事業の実施</li> <li>・支援対象者の把握、相談受付</li> <li>・家計再生プラン（家計支援計画）の策定</li> <li>・支援の実施、評価</li> </ul>
備考	
③ 就労準備支援事業	
事業の目的	直ちに一般就労に就くことが困難な生活困窮者に対して、プランに基づき本人の状況に応じて段階的、かつ、一貫した自立のための訓練や経験を得る機会を確保していく。
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>●就労準備支援事業の実施</li> <li>・支援対象者の把握、相談受付</li> <li>・就労準備支援プログラム（プラン）の策定・活動</li> <li>・支援の実施、評価</li> <li>・調理実習</li> <li>●就労セミナーや職場見学・体験会など</li> <li>●企業や活動先の開拓</li> <li>●認定就労訓練事業の調査研究</li> </ul>
備考	

④ 被保護者就労支援事業	
事業の目的	生活保護受給者の就労の支援に関する問題について、被保護者からの相談に応じ、アセスメントした上で、必要な情報提供及び助言を行うことにより、被保護者の自立の促進を図る。
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>●就労支援の実施 <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談、助言、求職活動支援と同行</li> <li>・関係機関との連絡調整</li> <li>・求人開拓</li> </ul> </li> <li>●就労支援連絡体制の構築</li> </ul>
備考	
⑤ 生活困窮者支援等のための地域づくり事業	
事業の目的	孤独・孤立の問題を抱える生活困窮者等や家族のニーズを把握し、気軽に相談し合える、多様な居場所づくりを推進する。また、地域の多様な活動を把握し、福祉関係機関をはじめ、多様な主体、多分野が参画する連携・協働の場づくりを推進し、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら自分らしい地域コミュニティが醸成されることで地域共生社会を目指す。
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>●課題を抱える者を早期発見するための地域住民のニーズ・生活課題の把握</li> <li>●地域資源を活用した地域住民の活動支援・情報発信</li> <li>●課題を複雑化させないための「居場所づくり」 (池の内ベース、ふらっと、クールシェア等の活動の継続・発展)</li> <li>●行政や地域住民、多分野協働により、地域づくりの担い手が繋がるプラットフォームの構築</li> <li>●フードバンクミーティングの実施</li> <li>●主任児童委員等との連携（一人親世帯へのフードバンクを通じたつながり支援）</li> </ul>
備考	
⑥ 夜間相談会の開催	
事業の目的	コロナ禍で顕在化した生活困窮者が抱える生活の困りごとへの支援を推進するため、稼働世代を対象に夜間相談会を開催し、寄り添い型の償還支援や生活相談を行い、地域で安心して暮らすことができるよう自立に向けて支援する。
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>●夜間相談会の開催（年2回） (対象者) <ul style="list-style-type: none"> <li>・仕事などで平日日中相談窓口に来所することが困難な稼働世代の方</li> <li>・貸付等の償還や家計管理、仕事探し、住まいなどの困りごとや不安を抱えている方</li> </ul> </li> </ul>
備考	

⑦ 生活困窮者に対する食糧支援の実施	
事業の目的	生活に困窮している世帯や一人親世帯など家計が厳しい世帯へ食糧支援を通じて関りを持ちながら新たな相談支援を行うことを目的に、並行してフードドライブ事業の普及促進を通じて、住民相互の支え合いによる共助の取り組みの活性化を図り、生活困窮者を始めとする支援が必要な人を地域全体で支える基盤づくりを進める。
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活困窮者への食糧支援（フードバンク、フードパントリー）</li> <li>●フードドライブ事業の実施</li> <li>●フードドライブ事業に対する住民理解の促進と関係団体との連携強化</li> <li>●フードバンクミーティングの実施</li> </ul>
備考	
⑧ 「参加支援」推進のための連携・協働する場の整備	
事業の目的	本人・世帯の状態に合わせ、地域資源を活かしながら、就労支援、居住支援などを提供することで社会とのつながりを回復する支援の充実を図るため、多様な機関が連携・協働する場（プラットフォーム）を構築する。
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「参加支援」に関する研修及び勉強会</li> <li>●「参加支援」に関する連携・協働する場（プラットフォーム）の構築 <ul style="list-style-type: none"> <li>◎就労支援関連</li> <li>◎居住支援関連</li> </ul> </li> </ul>
備考	多機関協働事業と一体的に実施
⑨ 金銭教育プログラムの実施	
事業の目的	貧困の連鎖を断ち切るため、主に高校生を対象に、働くこととお金、将来について考えるきっかけを提供し、自らの生活を主体的に選択する力を育む。
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>●金銭教育プログラムの実施 （対象校）東松島高校、日本ウェルネス宮城高校</li> <li>●金銭教育に関する相談員のスキル向上</li> <li>●CSWとの連携による小・中学校での開催支援の検討</li> </ul>
備考	㈱新生銀行・NPO法人 育て上げネット、もしくは東北財務局との共同開催
⑩ 生活用品等支援事業（緊急を要する援護者への物品給付）の実施	
事業の目的	生活困窮者（世帯）に対して生活用品の緊急的な援助を行う。
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活再建等に関する相談援助</li> <li>●生活用品等の支給（食糧、介護用品等）</li> <li>●フードバンクの活用</li> </ul>
備考	

(2) 生活福祉資金貸付事業（宮城県社会福祉協議会からの受託）

① 生活福祉資金貸付事業の実施	
事業の目的	低所得者、障害者または高齢者に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、その経済的自立と生活意欲の助長促進並びに在宅福祉及び社会参加の推進を図り、安定した生活を送れるよう支援する。
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活再建等に関する相談援助</li> <li>●生活福祉資金の貸付（民生委員経由の貸付申請）</li> <li>●生活福祉資金の償還相談対応</li> </ul>
備考	
② 生活復興支援資金貸付事業の実施	
事業の目的	東日本大震災における生活福祉資金の滞納世帯に対して償還等に関する相談を行い、生活の再建を支援する。
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活再建等に関する相談支援</li> <li>●東日本大震災における生活復興支援資金・緊急小口資金特例貸付の償還相談対応</li> </ul>
備考	
③ コロナ特例貸付借受人へのフォローアップ支援	
事業の目的	コロナ特例貸付の借受人に対して償還等に関する相談を行い、生活の再建を支援する。
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>●コロナ特例貸付の償還等に関する相談支援</li> <li>●償還困難な借受人の生活再建支援（生活困窮者自立相談窓口へのつなぎ）</li> <li>●夜間相談会の実施</li> </ul>
備考	

(3) 生活安定資金貸付事業

① 生活安定資金貸付事業の実施	
事業の目的	東松島市に居住する低所得世帯への必要な生活資金を貸付し、自立更生と生活安定を図る。
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活再建等に関する相談支援</li> <li>●生活安定資金の貸し付け 原則1件50,000円以内（70,000円まで可） 無利子無担保、保証人1人、民生委員経由の申請</li> <li>●債権管理の適正化</li> </ul>
備考	

② 一時援護資金貸付事業の実施	
事業の目的	生活保護申請中の世帯に対し、保護の可否が決定されるまでの間のつなぎ資金を融資する。
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生活再建等に関する相談援助</li> <li>●一時援護資金の貸し付け</li> <li>・原則 1 件 30,000 円以内</li> <li>・無利子無担保、保証人なし、生活保護申請中</li> </ul>
備考	市社会福祉事務所との連携

(4) 日常生活自立支援事業（まもり一歩）（宮城県社会福祉協議会からの受託）

① 日常生活自立支援事業（まもり一歩）の実施【新規】		重点 3
事業の目的	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が、地域において自立した生活を送ることができるよう、福祉サービスの利用援助及び日常的金融管理等を適切に行うとともに、本会単独による安定的な事業実施体制の確立を図る。	
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>●対象者の状況把握及び相談対応</li> <li>●調査、支援計画の作成・見直し、契約締結等の実施</li> <li>●契約に基づく福祉サービス利用援助及び日常的金融管理等の実施</li> <li>●日常生活自立支援事業の周知及び利用促進に向けた啓発</li> <li>●本会単独実施に向けた事業実施体制の整備</li> </ul>	
備考		
② 地域における権利擁護支援体制の強化【新規】		重点 3
事業の目的	判断能力が十分でない方や、身寄りがなく生活上の意思決定や権利行使に困難を抱える方が、住み慣れた地域で安心して生活を継続できるよう、成年後見制度との連携強化、関係機関との協議及び制度動向への対応を通じて、地域における権利擁護支援体制の充実を図る。	
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>●成年後見制度との連携強化に向けた協議及び関係機関との連携の推進</li> <li>●地域における権利擁護支援のあり方に関する検討</li> <li>●身寄りのない高齢者等への支援に係る制度改正動向等の情報収集及び調査研究</li> </ul>	
備考		

### 3. 在宅介護事業拠点区分

#### (1) 訪問介護事業

① 訪問介護事業（介護保険サービス）の実施	
事業の目的	高齢者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>●介護保険サービス               <ul style="list-style-type: none"> <li>・入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助</li> </ul> </li> <li>●ほっとサービス（自費サービス）               <ul style="list-style-type: none"> <li>・各種福祉サービスで対象範囲外とされる事項で対応可能なもの（入院者への買い物等の代行、妊産婦の家事、買い物等の代行、一人で外出できない場合の付添いなど）</li> </ul> </li> </ul>
備考	
② 訪問介護事業（障害福祉サービス）の実施	
事業の目的	障害者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行う。
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>●障害福祉サービス               <ul style="list-style-type: none"> <li>・入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助</li> </ul> </li> </ul>
備考	障害者総合支援法に基づく事業
③ 訪問介護事業（産前産後ヘルパー事業）の実施（東松島市からの受託）	
事業の目的	育児支援を必要とする家庭に対し、訪問による育児や家事等の支援を行う。
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>●産前産後ヘルパー事業               <ul style="list-style-type: none"> <li>・家事に関すること（調理、洗濯、居室内の掃除、生活必需品の買い物等）</li> <li>・育児に関すること（おむつ交換、衣服の交換、授乳・沐浴介助等）</li> </ul> </li> </ul>
備考	
④ 訪問介護事業の運営基盤強化【新規】	
事業の目的	訪問介護事業における人材確保及び受入体制の充実を図るとともに、適切な事業運営の確保を通じて、利用者に必要なサービスを安定的に提供できる体制の構築を図る。
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>●登録ヘルパーの確保及び定着を通じた受入体制の維持・充実</li> <li>●介護報酬の各種加算の適切な取得に向けた取組の推進</li> <li>●事業運営の状況把握と改善に向けた検討</li> </ul>
備考	

重点1

(2) 居宅介護支援事業

① 居宅介護支援事業の実施	
事業の目的	利用者が要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるように、適正な居宅介護支援を提供する。
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>●居宅介護支援業務</li> <li>・ケアプランの作成</li> <li>・居宅サービス事業者等との連絡調整等</li> <li>・介護認定の申請代行</li> <li>・入所を要する場合の介護保険施設への紹介等</li> <li>・要介護者等の日常生活の自立のための相談援助</li> <li>・質の高いケアマネジメントの実施</li> </ul>
備考	
② 居宅介護支援事業の運営基盤強化【新規】	
事業の目的	居宅介護支援事業における利用者数の回復及び安定的な事業運営を図るとともに、適正な居宅介護支援を継続的に提供できる体制の維持を図る。
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>●新規利用者の確保及び利用者数の回復に向けた取組の推進</li> <li>●質の高いケアマネジメントの継続的な実施</li> <li>●事業運営の状況把握と改善に向けた検討</li> </ul>
備考	

重点1

#### 4. 地域包括支援センター事業拠点区分

##### (1) 地域包括支援センター事業（東松島市からの受託）

① 包括的支援事業	
事業の目的	地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるようにするため、介護予防ケアマネジメント、総合相談や権利擁護事業、ケアマネジメント支援などを包括的に行う。
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>●介護予防ケアマネジメント</li> <li>●総合相談支援事業</li> <li>●権利擁護業務</li> <li>●包括的・継続的ケアマネジメント支援業務</li> <li>●在宅医療・介護連携支援事業</li> <li>●認知症総合支援事業</li> <li>●地域ケア会議の推進</li> </ul>
備考	
② 多機関協働による総合的な相談対応の推進	
事業の目的	高齢者の自立した生活を支援するとともに、8050世帯等複合化・複雑化した相談に対応する。地域における複合化・複雑化した困難事例への対応にあたっては、関係機関間の連携が重要になるため、地域包括支援センターと居宅介護支援事業所が連携するとともに、圏域内の関係機関によるネットワーク形成に努める。
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>●関係機関との勉強会</li> <li>●出前相談会の実施</li> </ul>
備考	

##### (2) 介護予防支援事業

① 介護予防ケアマネジメント	
事業の目的	介護予防・日常生活支援総合事業のうち、要支援認定者及び基本チェックリスト該当者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的とし、その心身の状況に応じて、本人の選択に基づき、適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行う。
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>●要支援認定者及び総合事業対象者に対するケアマネジメント</li> </ul>
備考	

② 指定介護予防支援	
事業の目的	介護保険における予防給付の対象となる認定者が介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、その心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防支援サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整を行う。
事業の概要	●予防給付対象者にケアマネジメント
備考	

(3) 在宅医療・介護連携推進事業（東松島市からの受託）

①在宅医療・介護連携推進事業	
事業の目的	医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供するために、居宅に関する医療機関と介護サービス事業者などの関係者の連携を推進する。
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>●医療・介護関係者の情報共有の支援（ICTの活用推進）</li> <li>●切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築</li> <li>●在宅医療・介護連携に関する相談支援</li> <li>●医療・介護関係者の研修</li> <li>●地域住民への普及活動</li> <li>●在宅医療・介護連携の課題の抽出</li> <li>●地域の医療・介護の資源の把握</li> </ul>
備考	

(4) その他

① 中部・西部地域包括支援センターとの連携	
事業の目的	定期的な情報交換の他に、多問題世帯や困難事例などの事例検討・発表会等を通じてスキルアップを目指し、さらに安定したセンター運営が行えるよう協力できる体制を構築していく。
事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>●3包括間の定期的な情報交換会（各包括の専門分野同士の集まり含む）</li> <li>●事例検討・発表会等の開催。</li> </ul>
備考	